

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	41		
教育民生常任委員会記録				
日時	令和 6年 3月19日 (火)	開会 閉会	午前 8時56分 午後 0時33分	会場 総合保健福祉 センター2階 会議室1
出席者	委員長 森田 收三 副委員長 杉山 愛子 委員 大崎 宏明 委員 佐々木 學 委員 森光 一晴 委員 高橋 立一 委員 西村 泰一			
市側出席者	副市長 (平井 和久) 教育長 (細木 忠憲) 学校教育課長 (中西 司) 生涯学習課長 (小野修一郎) 子ども・子育て支援課長 (寺田 良生) 福祉事務所長 (山岡 伸也) 長寿介護課長 (濱崎 守央) 健康推進課長 (中川 雄大) 環境未来課長 (森光 澄夫) 市民課長 (大崎 弘美) 総務課長 (梅原健一郎) 【事務局】 局長: 嶋崎 貴寿 主幹 山沖 二葉			
欠席者				記録者 山沖 二葉
議 題				
(1) 市議案について 市議案第 1号 専決処分の承認について 原案承認 市議案第 7号 須崎市心身障害児 (者) 福祉年金条例の一部を改正 する条例について 原案可決 市議案第 10号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について 原案可決 市議案第 11号 須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について 原案可決 市議案第 12号 須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例について 原案可決				

市議案第13号	須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第14号	須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第15号	須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第16号	専決処分の承認について（R5一般補正第11号） 《分割》	原案承認
市議案第17号	令和6年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決
市議案第20号	令和6年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決
市議案第21号	令和6年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
市議案第22号	令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
市議案第24号	令和6年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決
市議案第27号	令和5年度須崎市一般会計補正予算（第12号）について《分割》	原案可決
市議案第29号	令和5年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	原案可決
市議案第31号	指定管理者の指定について（吾桑交流会館）	原案可決
市議案第32号	指定管理者の指定について（上分交流会館）	原案可決

(2) 陳情について

陳 情第10号 子どものために保育士配置基準の引き上げを求める

意見書の提出を求める陳情書

採 択

陳 情第12号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情

書

趣旨採択

(3) その他について

教育民生委員会記録《令和 6年 3月19日》

○午前 8時56分 開会

~~~~~

○森田委員長＝皆さん、おはようございます。

ただいまより教育民生委員会を開議いたします。

議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、教育民生委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第1号 専決処分の承認について

○森田委員長＝まず、市議案第1号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長＝おはようございます。

市議案第1号専決処分の承認について御説明いたします。

議案書1ページから3ページでございます。本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、戸籍法の一部改正に係る部分が令和6年3月1日から施行されたことに伴い、須崎市手数料条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告を申し上げますとともに御承認をお願いするものでございます。

改正の趣旨としましては、戸籍法の改正に伴い、本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書、除籍証明書の取得ができる広域交付が開始されたことに伴い、行政機関での手続の際に従来必要であった戸籍謄本などに代え、請求者から請求を受けた市区町村が発行する戸籍及び除籍に係る電子証明書提供用識別符号を提供することで、添付書類の省略が可能となりましたことから、条例の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

別表第2に、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料について、政令で定める額と同額の400円、同様に除籍に係る識別符号発行手数料を700円として、新たに追加するものでございます。

そして、別表第2区分の欄中、年金受給者の現況届証明、戸籍廃棄証明、戸籍付票廃棄証明及び不在住証明の次に「の交付」を加え、字句の整理を行い、同表備考に、この発行手数料の徴収対象とならないものについて、(1) 戸籍記載事項証明及び除籍記載事項証明のうち、規則で定めるもの。(2) 電子証明識別符号のうち、情報提供等記録開示システムを使用する方法で請求及び発行を行う場合。(3) 電子証明書識別符号のうち、同一事項の戸籍もしくは除籍の謄抄本または証明書と同時に発行する場合と追加し、改めております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年3月1日から施行することとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第7号 須崎市心身障害児（者）福祉年金条例の一部を改正する条例について

○森田委員長＝続きまして、市議案第7号須崎市心身障害児（者）福祉年金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○山岡福祉事務所長＝皆さん、おはようございます。

それでは、早速、市議案第7号須崎市心身障害児（者）福祉年金条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の21、22ページでございます。本議案は、現行では福祉年金に係る受給資格の認定について、認定の証明をするために他機関での交付を受ける必要があり、申請者が時間と手間を要し、そのことが負担となっており申請者の負担を軽減するために用語の定義を見直すものであります。

主な改正内容としましては、第2条第1項第2号についてであります。現条例では、福祉年金に係る受給資格の認定において、療育手帳A1及びA2保有者につい

ては当該手帳により確認、認定しており、療育手帳B1保有者、こちらにつきましては高知県児童相談所が交付する知的障害の判定結果に係る情報提供の証明書の提出をもって知能指数が50以下であることの確認をし、認定しております。しかし、その証明の交付に当たっては他機関での交付であるため、時間と手間を要し、そのことが申請者の負担となっていることから、今回の改正により、療育手帳B1保有者の場合でも当該手帳のみで受給資格を認定でき、申請者の負担軽減につながることから改正を行うものであります。

続いて、第2条第2項で、現条例における保護者であることの証明するものとして、施行規則で民生委員の証明する監護証明の提出を求めることとなっておりますが、当該証明書の取得に係る保護者の負担を軽減するため、親権を行う者の規定を父母もしくは同居の親族と改正し、父母もしくは同居の親族であることが本市の住民基本台帳で確認できる場合は民生委員の証明する監護証明の提出を求めないこととできるよう改正を行うものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第10号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○森田委員長＝続きまして、市議案第10号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○寺田子ども・子育て支援課長＝皆さん、おはようございます。

市議案第10号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書27ページから28ページでございます。本議案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令、令和5年内閣府令第86号が令和5年12月26日に交付され、所要の改正を行うものです。デジタル化の原則に沿った修正及び読替規定の削除、読替規定の追加でございます。

まず、題名変更に関しましては、令和元年度改正時において基準となる指針が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準となったことから、題名変更を行っておりましたが、上位法である子ども・子育て支援法内において、特定子ども・子育て支援施設等の規定を記載しており、本条例において記載する必要がないことから、須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に改めるものです。

続きまして、本則中第24条中、「提示しなければならない」を「提示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。この改正に関しましては、インターネットにて閲覧できるようにしなければならないよう改正したものでございます。

第37条第3項中「、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号」と」を削り、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に改める。この読替えの変更に関しましては、基となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準と照らし合わせた結果、以前の改正の訂正及び第37条第3項について同期を取るようなかたちで訂正を行うよう修正したものです。

続きまして、第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めるものでございます。この改正に関しましては、条項を確実に記録する媒体の種類を示さないかたちの電磁的記録媒体に改正する内容です。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第24条の改正規定は令和6年4月1日から施行することといたしています。

以上、よろしくお願いいいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第11号 須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

○森田委員長＝続きまして、市議案第11号須崎市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○濱崎長寿介護課長＝皆さん、おはようございます。

市議案第11号須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書29ページから30ページでございます。今回の改正につきましては、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定をしております令和6年度から8年度までの第9期介護保険事業計画及び介護保険法施行令の保険料率の算定に関する基準等の改正に基づきまして、65歳以上の第1号被保険者間での所得再分配機能の強化を目的に、現行の標準段階を9段階から13段階へ多段化することで低所得者の保険料の上昇の抑制を図るため、須崎市介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、議案書30ページを御覧願います。第3条関係の改正につきましては、第9期の介護保険事業計画に基づき、基準保険料は据え置くため変更をしておりません。その関係で第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改めまして、同項第1号、第2号、第3号中の金額をそれぞれ記載のとおり改め、同項の区分を細分化するため、記載の次の第10号から13号までの4号を加えることとしております。

次に、同条第2項、第3項及び第4項中の「令和2年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、第2項、第3項及び第4項中の金額をそれぞれ記載のとおり改めるものとします。

続きまして、第5条第3項中「または第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口または第12号口」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改めるものであります。

なお、附則としまして、第1条では施行期日について、この条例は令和6年4月1日から施行するものとし、第2条では適用区分としまして、この条例による改正後の須崎市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によるものとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山副委員長＝すみません、ちょっとお聞きしたいのですが、介護保険料と介護報酬っていうのは関連していると思うんですけども、このたび訪問介護報酬が引下げということになってますが、事業所の廃業なんかの心配の声が上がってますけれども、その辺り、まちの中の事業所と地域の事業所は実情も違うということで、須崎市においては、所管課としてはどのようにお考えか、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

○森田委員長＝長寿介護課長。

○濱崎長寿介護課長＝今回の介護報酬の改定につきましては、厚生労働省の実態調査に基づいて改正されたと聞いております。その平均値がオールジャパンでプラスに転じてるということでの改正ということで、考えてみますと、平均化っていうのは凸凹ある部分でありまして、穴のほうの部分については、想像ではやはり地方じゃないかなと考えております。なぜかという、交通の便、非常に巡回ルートが悪いということと、あとやはり人口が少ない関係で時間的なロス、非常に多いと考えておりまして、今回の全国的な平均のみを見て、報酬の引下げとなったことは中山間地域を多く抱えております地方にとっては非常に危ういことと考えておりまして、今後とも事業所関係の動きを注視しながら、また赤字等が出る場合には機会があるごとに県なり国なりに意見を上げていきたいと考えております。以上であります。

○森田委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第12号 須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

市議案第13号 須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

市議案第14号 須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

市議案第15号 須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○森田委員長＝続きまして、市議案第12号、市議案第13号、市議案第14号、市議案第15号、以上4件の議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○濱崎長寿介護課長＝市議案第12号から第15号までを一括して御説明をさせていただきます。

まず、市議案第12号、須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。議案書31ページから41ページでございます。

本改正条例及び議案第13号から第15号までの改正条例につきましては、令和6年度からの介護報酬改定の円滑な実施のため、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の設置法及び我が国のデジタル化推進に伴うデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の執行によりまして、本市が定めるサービス基準関係の4条例の改正の必要が生じたことに伴うものであります。

本条例の主な改正内容につきましては、管理者の兼務範囲の明確化のため、所要の改正を行います。また、同様の改正を、市議案第13号、第15号でも行います。

次に、条文中特定の媒体を電磁的記録媒体に改めるなど、所要の改正を行います。本改正につきましても、市議案第13号から第15号まで同様の改正を行います。

次に、サービス利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。行う場合の記録を義務づけるため、関連する条例の改正を条項の改正を行うとともに、提供サービスの明確化を図

る改正も同時に行います。前段の身体的拘束関係の部分については、市議案第13号から第15号までも同様の改正を行います。

次に、重要事項の掲示部分について、ウェブサイトでも掲載することの義務づけの改正を行います。この改正につきましても、市議案第13号から第15号まで同様の改正を行います。

続いて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等を検討するための委員会設置の義務づけの改正を行います。

次に、指定認知症対応型共同及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設へ協力医療機関との連携に関する見直しを促すための関係条文を改正します。

次に、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化を図るため、第131条関係を改正します。市議案第13号においても同様の改正を行います。

次に、指定地域密着型介護老人福祉施設における緊急時等の対応方法の定期的な見直しの義務づけを行います。

などなど、そのほか関係条文中の文言等の改正を行う予定であります。

附則としまして、第1条で執行日を令和6年4月1日からとし、第2条で重要事項の掲示に係る経過措置、第3条で身体的拘束等の適正化に係る経過措置、第4条で利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置に係る経過措置、第5条で協力医療機関との連携に関する経過措置を定めております。

次に、市議案第13号須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書42ページからとなります。本改正につきましても、先ほど説明しましたことによる改正であります。主な改正の内容につきましては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施を義務づける改正を行います。

次に、介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者の兼務に関する見直しに関する改正を行います。

次に、協力医療機関との連携に関する事項の改正など、その他関係条文中の文言等の改正を行います。

附則としまして、第1条で施行日を令和6年4月1日からとし、第2条で重要事項の掲示に係る経過措置、第3条で身体的拘束等の適正化に係る経過措置、第4条で利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を

検討するための委員会の設置に係る経過措置を定めております。

続きまして、市議案第14号須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を御説明させていただきます。

議案書48ページからとなります。主な改正内容につきましては、事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の人員に関する基準やその他支援を行うために、所要の規定の整備を行います。

など、その他関係条文中の文言等の改正を行います。

附則としまして、第1条で施行日を令和6年4月1日からとし、第2条で重要事項の掲示に係る経過措置を定めております。

続きまして、市議案第15号須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を御説明させていただきます。

議案書53ページからでございます。本改正条例の根拠についても同様であります。主な改正の内容につきましては、介護支援専門員1人当たりが取り扱う利用者数の見直しに係る改正、内容及び手続の説明及び同意に関しての所要の改正、介護支援専門員のモニタリングの実施に関する所要の改正など、その他関係条文中の文言等の改正を行います。

附則としまして、第1条で施行日を令和6年4月1日からとし、第2条では重要事項の掲示に係る経過措置を定めております。

以上、よろしく申し上げます。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、市議案第12号から第15号の4議案を一括採決いたします。

これらの議案について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、これらの議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第16号 専決処分の承認について（R5一般補正第11号）
《分割》

○森田委員長＝続きまして、市議案第16号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

- 梅原総務課長＝それでは、議案書57ページ、市議案第16号専決処分の承認についてについて御説明をいたします。

本件は、令和5年度須崎市一般会計補正予算（第11号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げるとともに、承認をお願いするものでございます。

それでは、補正の内容につきましては、該当する各所管から御説明を申し上げます。

- 森田委員長＝福祉事務所長。

- 山岡福祉事務所長＝それでは、市議案第16号専決処分の承認について、令和5年度一般会計補正予算（第11号）のうち、福祉事務所が所管いたします分を御説明いたします。

これまで低所得世帯支援としまして、住民税非課税世帯の方々を対象とし給付金を支給してまいりましたが、このたび国のデフレ完全脱却のための総合経済対策などを踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付としまして、定額減税の実施と併せて住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯の低所得の子育て世帯への加算、また、令和6年度に新たに住民税非課税、住民税均等割のみの課税となる世帯への給付、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への給付が実施されることとなりました。その中で、今回の補正予算で計上いたしましたのは、令和5年度住民税均等割のみの課税がなされている世帯への10万円の給付と、その中で18歳以下の子どもがいらっしゃる世帯への子ども1人当たり5万円の給付、さらにこれまで3万円、7万円を給付されています令和5年度住民税非課税世帯の中で18歳以下の子どもがいる世帯への子ども1人当たり5万円を給付するものであります。

別冊補正予算書6ページを御覧ください。歳出第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費で、重点支援地方交付金事業費、住民税均等割世帯支援事業費7,340万円、重点支援地方交付金事業費、子ども加算世帯支援事業費7,980万円、合わせて1億5,320万円を計上しております。その内訳としましては、給付金として住民税均等割課税世帯の扶助費7,000万円、子ども加算分の扶助費7,500万円、事務費としまして、2つの事業合わせて、報酬、需用費、役務費、委託料で820万円を計上しています。それに充当します歳入予算としましては、全額物価高騰対応重点支援地方調整臨時交付金となっております。

なお、支給日等決まりましたら、対象世帯には個別に確認通知書等を発送するとともに、ホームページ等で周知したいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

西村委員。

○西村委員＝すみません、次、一般会計ですけど、休憩をたぶんまたぐようになると思いますんで、それ以外の分を先に済ませちゃったほうが円滑にいくのではないかと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝では、そのように取扱いをいたします。

市議案第20号 令和6年度須崎市スクールバス特別会計予算について

○森田委員長＝それでは、先に市議案第20号令和6年度須崎市スクールバス特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○中西学校教育課長＝おはようございます。

市議案第20号令和6年度須崎市スクールバス特別会計予算について御説明いたします。

議案書は61ページ、別冊、令和6年度須崎市特別会計予算書の21ページからでございます。まず、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,057万8,000円と定め、第2条で一時借入金の最高額を600万円と定めております。

次に、22ページの第1表、下段、歳出を御覧ください。第1款スクールバス事業費975万5,000円、第2款公債費32万3,000円、予備費50万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、上段の歳入でございます。第1款使用料及び手数料83万円、第2款繰入金974万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

なお、詳細につきましては、23ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第21号 令和6年度須崎市国民健康保険特別会計予算について

○森田委員長＝続きまして、市議案第21号令和6年度須崎市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長＝市議案第21号令和6年度須崎市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

議案書62ページ及び別冊令和6年度須崎市特別会計予算書29ページからでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7,174万7,000円と定めております。

第2条で、一時借入金の借入れの最高額を3億円と定め、第3条では、歳出予算の流用について定めております。

それでは、40ページからの歳出から御説明いたします。第1款総務費は職員の人件費など、総務管理費国保税の徴税費、運営協議会会費など6,502万9,000円を計上しております。これの内訳としまして、第1項総務管理費5,064万7,000円のうち、人件費を省く961万6,000円は、レセプト点検手数料やシステム改修の委託料などでございます。第2項徴税費1,417万5,000円は、国保税を賦課徴収するために必要な経費として、事務費や電算機器利用負担金、高幡広域市町村圏事務組合負担金などでございます。第3項運営協議会費は須崎市国保運営協議会の委員執務報酬費で20万7,000円を計上しております。

第2款保険給付費は22億2,583万1,000円を計上しております。その内訳としまして、第1項療養費18億4,816万1,000円は、被保険者の一

部負担金の残りの費用を国民健康保険が負担をしております療養給付費と補装具の費用など、一旦被保険者が全額支払い事後に保険者から現金で受領を受け取る療養費でございます。第2項高額療養費3億6,346万4,000円は、医療の家計負担が重くならないように1か月単位で上限を超えた医療費を支給する高額療養費及び医療費と介護保険の自己負担が高額になった場合、1年間の自己負担額を合算して限度額を超えた分を世帯に支給する高額介護合算費用でございます。第3項移送費10万円、第4項出産諸費1,200万6,000円、第5項葬祭諸費180万円、第6項傷病手当金30万円を計上しております。

第3款国民健康保険事業費納付金7億2,435万1,000円につきましては、医療給付費分、後期高齢者医療などにかかる保険者の負担金としまして、後期高齢者支援金分、介護納付金分でございます。

第4款保健事業費4,394万6,000円は、特定健康診査等事業費、国保の保健事業費としまして、被保険者や高齢者の健康等について健診等の実施や保健指導や歯科指導、ジェネリック医療医薬品推進事業、高額療養費貸付け等の事業でございます。

第5款基金積立金8万6,000円、第6款公債費一時借入金利子として1,000円、第7款諸支出金250万3,000円は国保税の還付金等でございます。

第8款予備費1,000万円でございます。

これにより歳出予算の総額を30億7,174万7,000円といたしております。

続きまして、35ページになります。歳入でございます。

第1款国民健康保険税4億9,524万1,000円、第2款使用料及び手数料2,000円、第3款県支出金22億7,601万4,000円は、保険給付費等の交付金でございます。

第4款財産収入8万6,000円は、国保の財政調整基金積立金利子でございます。

第5款繰入金2億9,064万3,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

第6款繰越金1,000円、第7款諸収入976万円は、国保延滞金と雑入としまして、第三者障害者医療費納付金、医療費返納金、高額療養費貸付金などがございます。

以上、よろしくお願いたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第22号 令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について

- 森田委員長＝続きまして、市議案第22号令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

- 大崎市民課長＝市議案第22号令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明いたします。

議案書63ページ、別冊特別会計予算書53ページからでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,975万9,000円と定め、第2条で一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めております。

それでは、60ページからの歳出から御説明いたします。第1款総務費1,541万円、内訳としまして、第1項総務管理費1,418万5,000円は、人件費及びシステム利用料、電算事務負担金などの事務経費でございます。第2項徴収費122万5,000円。

第2款後期高齢者医療広域連合負担金4億2,274万7,000円。

第3款諸支出金110万2,000円は保険料に係る還付金などがございます。

第4款予備費50万円をそれぞれ計上しております。

続きまして、57ページの歳入でございます。第1款後期高齢者医療保険料2億9,474万9,000円、第2款使用料及び手数料2,000円、第3款繰入金1億4,307万円は、一般会計からの繰入金でございます。内訳としまして、事務費繰入金1,517万3,000円、保険基盤安定繰入金に1億2,789万7,000円を計上しております。

第4款繰越金1,000円、第5款諸収入193万7,000円は、主なものとして、保険料還付金、後期高齢者医療広域連合補助金などがございます。

以上、よろしく願いいたします。

- 森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第24号 令和6年度須崎市介護保険特別会計予算について

- 森田委員長＝続きまして、市議案第24号令和6年度須崎市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

- 濱崎長寿介護課長＝市議案第24号令和6年度須崎市介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案書65ページ及び別冊令和6年度須崎市特別会計予算書の73ページをお開きください。

令和6年度須崎市介護保険特別会計の予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,268万3,000円と定めようとするものでございます。第2条で一時借入金の借入れの最高額を2億円と定め、第3条で歳出予算の流用について定めております。

それでは、84ページからの歳出から御説明を申し上げます。第1款総務費は、職員人件費等の総務管理費及び介護認定審査会議などの経費として7,360万2,000円を計上しております。

続きまして、86ページ、第2款保険給付費につきましては、前年度比1億4,152万9,000円減の23億1,687万3,000円を計上しております。内容としましては、要介護1から5までの方を対象とした介護サービス費の額であります。

続きまして、第3款地域支援事業費につきましては、前年度比1,581万1,000円増の1億7,939万6,000円を計上しております。内訳としましては、89ページ、第1項の介護予防生活支援サービス事業費は前年度比613万5,000円増の9,201万8,000円で、介護予防日常生活支援総合事業の訪問型サービスや通所型サービスの実施に要する費用及び介護予防プランの作成に要する費用でございます。第2項一般介護予防事業費は前年度比484万7,000円増の2,228万5,000円としており、介護予防に関する啓発や各地で行われますゆうゆう大学やいきいき百歳体操の実施に要する費用でございます。

続きまして、90ページ、第3項包括的支援事業・任意事業費は前年度比482万9,000円増の6,466万1,000円を計上しております。第1目包括支援センター総務費4,233万2,000円は、職員人件費のほか、地域包括支援センターへの社会福祉協議会への委託料でございます。第2目の23万4,000円は、高齢者の虐待防止や権利擁護などに要する費用でございます。

92ページ、第3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費89万円は、住まいや医療、介護予防、生活支援など、包括的ケア体制を構築していくための研修会講師謝金でございます。第4目任意事業費としまして704万9,000円を計上しております。これは介護給付費適正化事業費や家族介護支援事業費、成年後見人制度に係る事業費等に要する費用でございます。第5目在宅医療・介護連携推進事業費、前年度比114万円増の152万9,000円は在宅医療と介護連携のための研修及び啓発に係るものでございます。増額の主な理由は、高知県が進めます医療と介護のスムーズな連携を行うための事業所と他職種間による情報共有システムの構築に要する経費の計上であります。

続きまして、93ページ、第6目生活支援体制整備事業費、前年度比351万8,000円増の732万7,000円につきましては、生活支援コーディネーターの配置や協議会の設置運営等に要する費用でございます。増額の主な理由としましては、生活支援コーディネーターの委託料の増と一般会計で行っています高齢者等福祉タクシー事業の拡充のための財源としての繰出金の計上に伴うものであります。

次に、94ページ、第7目認知症施策推進事業費493万6,000円につきましては、認知症初期集中支援事業費や認知症地域支援・ケア向上事業費に係る経費となっております。

続きまして、95ページ、第8目地域ケア会議推進事業費36万4,000円、第4項その他諸費43万2,000円は、国保連合会への審査手数料でございます。

次に、第4款基金積立金第1項基金積立金30万9,000円は、介護財政調整基金の利子の同基金への積立金でございます。

第5款公債費は、一時借入金の利子として50万円を計上しております。

続いて、96ページ、第6款諸支出金として100万3,000円は、第1号被保険者の過年度分の保険料還付金等でございます。

第7款予備費としまして100万円を計上しております。

続きまして、79ページに戻っていただき、歳入について御説明をします。

前置きとしまして、全体的な歳入の減額の主な理由は予算編成時の介護サービス事業費減少による拠出ルールでの算出結果となっておりますので、よろしくお願ひします。

第1款保険料は4億4,085万2,000円。第2款使用料及び手数料は10万2,000円を計上しています。

第3款国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金で6億6,257万1,000円、その内訳につきましては、80ページを御参照願いたいと思います。

次に、第4款支払基金交付金は6億5,653万4,000円で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金等でございます。

続きまして、第5款県支出金は3億7,189万1,000円で、介護給付費負担金、地域支援事業費負担金で、その内訳としましては、第1項県負担金3億4,548万9,000円、介護給付費負担金、また、第2項県補助金2,640万2,000円は、地域支援事業交付金でございます。

続きまして、第6款財産収入は、基金積立金の利子収入としまして30万9,000円を計上しております。

82ページに移っていただきまして、第7款繰入金4億4,041万2,000円につきましては、一般会計繰入金、第1項ですが、4億3,618万9,000円でございます。第2目低所得者保険料軽減事業繰入金4,516万9,000円は低所得者の保険料を軽減するための費用でございます。第3目及び第4目は地域支援事業繰入金で、合わせて2,640万2,000円となっております。第5目その他一般会計繰入金としまして7,500万9,000円は、職員給与及び事務費に係る繰入金でございます。

83ページ、第2項基金繰入金は、財政調整基金からの繰入れとして422万3,000円を計上しております。

最後に、第8款諸収入は、保険料の延滞金など1万2,000円を計上しております。

以上、よろしく申し上げます。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第27号 令和5年度須崎市一般会計補正予算（第12号）について《分割》

○森田委員長＝続きまして、市議案第27号令和5年度須崎市一般会計補正予算についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康推進課長。

○中川健康推進課長＝皆さん、おはようございます。

市議案第27号令和5年度須崎市一般会計補正予算（第12号）について、健康推進課分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書5ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正追加、第4款衛生費第1項保健衛生費、感染症対策事業費400万円につきましては、新型コロナワクチン3月接種分が翌年度支払いになることなどから事業費を繰り越すものでございます。また、次の行の健康増進事業費195万3,000円につきましては、第4期健康増進計画アンケート調査委託が年度内の終了を見込めないことから、次年度に繰り越すものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○森田委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝同じく学校教育課分について御説明いたします。

別冊補正予算書6ページでございます。第2表、繰越明許費補正追加でございます。第10款教育費第2項小学校費、学校施設整備事業費5,083万4,000円でございます。多ノ郷小学校体育館へのエアコン設置に係る委託料と工事費、学校の遊具更新に係る工事費でございます。多ノ郷小学校体育館のエアコンにつきましては、本年度、令和5年度に設計委託を行いまして、令和6年度に学校に影響のない範囲で工事を予定しておりますので繰り越すものでございます。学校遊具更新は予算の範囲内で順次進めておりますけれども、浦ノ内小学校のブランコの工事が年度内の完了が困難となりましたので繰り越すものとしてしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○森田委員長＝福祉事務所長。

○山岡福祉事務所長＝続きまして、福祉事務所が所管する分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書17ページでございます。第3款民生費第1項社会福祉費第2目障害者福祉費、障害者相談支援事業費の336万9,000円の補正につきましては、こども家庭庁及び厚生労働省通知により、障害者相談支援法に基づく、障害者支援事業について消費税の課税対象であることが示されました。この通知に基づきまして、本市における該当事業について精査したところ、委託料として計上しています障害者相談支援事業に係る消費税については課税対象であることが判明し、受託者である須崎市社会福祉協議会が修正申告、追納等の対応をするため、その必要額を委託料として更正増とするものであります。

次に、第3目障害者自立支援給付費の925万7,000円の補正につきまして、こちらは障害福祉サービス給付費250万円、障害児給付費675万7,000円をそれぞれ増額しておりますが、それぞれ決算見込みによる更正増であります。

続きまして、第4目障害者地域生活支援事業費10万円の補正につきましては、移動支援事業費の決算見込みによる更正増であります。

以上、よろしく願いいたします。

○森田委員長＝市民課長。

○大崎市民課長＝続きまして、市民課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の17ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第5目老人福祉費353万円の減額補正につきまして、後期高齢者医療事業費の実績見込みによる減額更正でございます。

続きまして、ページが戻りまして、5ページを御覧ください。第2表、繰越明許費の補正でございます。第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費770万4,000円につきまして、読み仮名対応に係る戸籍情報システム改修事業の継続のため、翌年度に繰り越す必要が生じたことから補正するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○森田委員長＝長寿介護課長。

○濱崎長寿介護課長＝長寿介護課所管分について御説明を申し上げます。

別冊補正予算書17ページに戻っていただきたいと思っております。第3款民生費第1項社会福祉費第8目介護保険推進事業費でございます。介護保険特別会計繰出金の更正62万5,000円を増額しております。原因としましては、介護保険特別会計の事業費の決算見込みに伴いまして負担ルール分を増額するものでございます。

以上、よろしく願いします。

○森田委員長＝子ども・子育て支援課長。

○寺田子ども・子育て支援課長＝続きまして、子ども・子育て支援課所管分を御説明いたします。

引き続き補正予算書17ページから御確認ください。第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございます。18ページにいきまして、子育て支援金支給事業費75万円減額、児童扶養手当事業費820万円の減額、母子生活支援施設保護事業費250万円の減額、助産施設利用事業費50万円の減額、子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯分）40万円の減額につきましては、いずれも実績見込みによるものでございます。

続きまして、第2目児童措置費でございます。保育協会補助金2,116万4,000円の減額、児童手当給付費1,431万5,000円減額更正につきましても実績見込みによる減額でございます。

続きまして、第3目保育園費でございます。吾桑保育園管理運営委託料34万8,000円の補正につきましては、業務用冷蔵庫が修理不能のため新たに購入するためでございます。

続きまして、保育対策総合支援事業費102万9,000円の減額も実績見込みによるものでございます。

続きまして、22ページに移っていただきます。上から4段目でございますが、第10款教育費第4項社会教育費第3目青少年対策費でございます。青少年育成センター運営費10万円の増額更正につきましては、補導員、センターママの出務報酬に伴う増額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○森田委員長＝環境未来課長。

○森光環境未来課長＝続きまして、環境未来課所管分について御説明いたします。

補正予算書の18ページを御覧ください。第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費377万4,000円の減額補正につきましては、浄化槽設置事業補助金の事業実績を踏まえた減額で、設置基数は昨年度より5基少ない11基でございます。

次に、補正予算書の5ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。第4款衛生費第1項保健衛生費脱炭素先行地域づくり事業費1億3,955万4,000円、第2項清掃費、塵芥処理費4,873万円、クリーンセンター横浜施設整備事業費299万円につきましては、翌年度に繰り越す必要が生じたので追加をお願いするものでございます。

次に、補正予算書7ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。新年度開始前に受託事業者と契約を締結する必要がございますので、5行目になりますが、固形燃料化ごみ収集業務委託につきまして、議決日から令和6年度までの期間6,100万6,000円を限度といたしまして債務負担行為を起こそうとするものでございます。また、同様に不燃ごみ収集業務委託につきましては3,359万円を限度として、分別収集に係るコンテナ集配業務委託につきましては897万7,000円を限度として、固形燃料化ごみ等見廻り業務委託につきましては377万8,000円を限度といたしまして、それぞれ債務負担行為を起こそうとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○森田委員長＝生涯学習課長。

○小野生涯学習課長＝生涯学習課所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書22ページでございます。第10款教育費第4項社会教育費第2目公民館費、公民館費更正31万円につきましては、電気料値上げに伴い、公民館の電気料を更正するものでございます。

次に、7ページに戻っていただきまして、第3表、債務負担行為補正追加でございます。下から2行目、吾桑交流会館指定管理業務を3年間指定管理者に委託しようとするもので、議決日から令和9年度までの期間……。

〔「8年」と呼ぶ者あり〕

- 小野生涯学習課長＝失礼いたしました。令和8年度までの期間5,044万2,000円を限度として債務負担行為を起こそうとするものでございます。

続きまして、次の行では、上分交流会館指定管理業務を3年間指定管理者に委託しようとするものでございまして、議決日から令和8年度までの期間4,692万6,000円を限度として債務負担行為を起こそうとするものでございます。

よろしく願いいたします。

- 森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

まだ審査中ですが、この際10分間休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時10分 再開

- 森田委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

市議案第29号 令和5年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

- 森田委員長＝続きまして、市議案第29号令和5年度須崎市介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

- 濱崎長寿介護課長＝市議案第29号令和5年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

議案書70ページ、別冊令和5年度須崎市補正予算書、令和6年3月補正の30

ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億770万1,000円としようとするものでございます。

それでは、35ページの歳出より御説明いたします。歳出につきましては、第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費第1目第1号訪問・通所・生活支援事業費500万円の増額補正につきましては負担金の決算見込みによる事業費更正増となっております。

続きまして、33ページにお戻りいただきたいと思えます。歳入につきましては、事業費更正増に伴います財源拠出ルールに沿ったものとなっております。第3款国庫支出金第2項国庫補助金として125万円、第4款支払い基金交付金として135万円、第5款県支出金第2項県補助金として62万5,000円、第7款繰入金としましては、第1項一般会計繰入金として62万5,000円、第2項基金繰入金115万円となっております。

以上、よろしく願います。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第31号 指定管理者の指定について（吾桑交流会館）

○森田委員長＝続きまして、市議案第31号指定管理者の指定について（吾桑交流会館）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○小野生涯学習課長＝市議案第31号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書72ページでございます。本議案は、須崎市立吾桑交流会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市吾井郷乙497番地1、吾桑地区地域自主組織を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間といたしております。

よろしくお願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第32号 指定管理者の指定について（上分交流会館）

○森田委員長＝続きまして、市議案第32号指定管理者の指定について（上分交流会館）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○小野生涯学習課長＝市議案第32号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書73ページでございます。本議案は、須崎市立上分交流会館の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市上分丙344番地の2、上分地区地域自主組織を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間といたしております。

よろしくお願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第17号 令和6年度須崎市一般会計予算について《分割》

○森田委員長＝元に戻りまして、市議案第17号令和6年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長＝それでは、市議案第17号令和6年度須崎市一般会計予算の市民課所管分につきまして、別冊令和6年度当初予算主要事業説明書より主な事業について御説明をいたします。

主要事業説明書の65ページでございます。第2款総務費第1項総務管理費第9目諸費、臨時ナンバー交付等事務費3万2,000円は、臨時運行許可番号プレートの貸出しに関する事務費でございます。

続きまして、78ページを御覧ください。第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費は、前年度より1,709万3,000円増額の3,810万3,000円を計上しております。戸籍法及び住民基本台帳法に基づく事務経費でありまして、戸籍システム保守及び改修委託料、住基ネットシステム保守委託料、行政キオスク端末導入委託料など、委託料3,104万1,000円が主な経費となっております。また、レジスターの買換えのために備品購入費として181万5,000円を計上しております。

次のページを御覧ください。マイナンバーカード交付事務費953万8,000円は、マイナンバーカード交付に関する会計年度任用職員の人件費及び郵便局に委託しておりますマイナンバーカード申請補助委託料など、マイナンバーカード関係の運営費用でございます。

次に、89ページでございます。第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金2億9,064万3,000円は、保険基盤安定化事業分、財政安定化事業分、その他事務費などでございます。

次に、131ページでございます。第5目老人福祉費、後期高齢者医療事業費5億8,831万2,000円は、後期高齢者医療広域連合運営費用として、後期高齢者医療広域連合負担金、保険給付費に関わる市町村負担金として後期高齢者医療療養給付費負担金、後期高齢者医療特別会計に関する繰出金としまして、基盤安定負担金や事務費などでございます。

次に、135ページでございます。第6目国民年金費、国民年金費17万4,000円は、国民年金に関する事務に要する消耗品等事務費でございます。

次に、198ページでございます。第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費、健康づくり事業費556万2,000円は、後期高齢者への健康診断の

勸奨及び実施に要する経費です。

以上、よろしく願いいたします。

○森田委員長＝福祉事務所長。

○山岡福祉事務所長＝続きまして、福祉事務所が所管する予算につきまして、主なものを説明させていただきます。

当初予算主要事業説明書は、87ページからでございます。まず、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。細目2の社会福祉総務費4,738万2,000円についてですが、主な内容につきましては、戦没者追悼式委託料68万8,000円、民生委員協議会補助金459万4,000円、須崎市社会福祉協議会運営補助金4,164万2,000円でございます。

次に、91ページをお願いします。細目15あつたかふれあいセンター事業費3,639万8,000円でございますが、こちらは地域福祉の拠点としまして、各地域で集いや支え合い活動を行うもので、須崎と多ノ郷地区につきましては須崎市社会福祉協議会が担当し、浦ノ内、安和、上分地区につきましてはそれぞれの地域自主組織あるいは集落活動センターが受け持つことといたしております。

続きまして、92ページからは、第2目障害者福祉費でございます。細目1障害者福祉費414万2,000円は、障害福祉全般に要する経費を計上してございまして、主なものでは、高幡障害者支援施設組合などの各協議会への負担金、各障害者団体等への補助金を計上してございまして。

次のページ、細目4重度心身障害児者医療費4,926万円は、重度心身障害児者の医療費自己負担分の助成に要する経費で、現在の受給者証の交付人数は422人でございます。

次に、94ページ、細目5特別障害者手当等給付費768万8,000円は、著しい重度の障害を有するため日常生活において常時介護が必要な在宅の方に支給されるもので、対象者につきましては特別障害者手当18人、障害児福祉手当8人、経過的福祉手当1人を見込んでおります。

続きまして、次のページ、細目6福祉タクシー事業費652万4,000円は、社会参加促進などを図るため重度の心身障害児者、人工透析を行っている方がタクシーを利用する際の料金、または自家用車の燃料代の一部を助成するものでございます。

次に、少し飛びますが、98ページをお願いします。細目16障害者相談支援事業費1,238万1,000円でございますが、こちらは障害者及びその介護を行う方からの相談に応じ情報提供などを行う相談支援事業でありまして、そちらを社会福祉協議会に委託するもので、社会福祉協議会の中にあります生活支援総合相談センターほっとで実施している業務の一つでございます。

次に、103ページをお願いします。細目32医療的ケア児保育支援事業費20

0万4,000円は、各保育所等において日常生活を営むために医療を要する状態にある児童の受入れ体制整備に係るものでございます。

次に、104ページから、第3目障害者自立支援給付費に移ります。細目1障害福祉サービス給付費は5億4,700万円、この障害福祉サービス給付費につきましては、障害のある方から申請に基づきまして申請区分の認定を行い、その区分に応じて作成されたサービス利用計画によって各種自立支援給付が行われるものであり、居宅介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、生活相談支援などの給付がございます。なお、費用の1割が自己負担でございまして、残り9割を国、県、市がそれぞれ割合で負担するものでございます。

続いて、105ページ、細目2の補装具給付費700万円は、身体障害者の失われた身体機能を補完または代替する補装具、具体的には車椅子や補聴器などの購入や修理に係る給付でございます。

次に、106ページ、細目3障害者自立支援医療給付費4,261万7,000円は、障害の軽減や機能回復のための医療費を助成するものでございます。

続いて、108ページをお開きください。細目5障害児給付費7,080万円は、障害児の施設入所に係る措置費や障害児の相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの給付に要する経費でございます。

続いて、109ページ、細目6障害者療養介護医療給付費590万円は、医療的ケアの必要な障害者で常に介護が必要な方に対し、医療機関において機能訓練や食事、入浴等のサービスを提供した場合の給付に要する経費でございます。

続きまして、112ページをお願いします。第4目障害者地域生活支援事業費になりますが、こちらのうち細目2日常生活用具給付等事業費900万円につきましては、重度障害者に自立支援生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図るもので、主なものとしましては紙おむつやストマ装具などの給付がございます。

次のページ、113ページ、細目3移動支援事業費170万円は、屋外での移動が困難な障害者の方について外出のための支援を行うもので、現在9人の利用者の登録がございます。

続いて、115ページをお願いします。細目6日中一時支援事業費140万円は、障害者の日中の活動の場の確保と家族の就労支援及び介護負担の軽減を図るものでございます。

続いて、121ページをお開きください。地域活動センター事業費825万円でございますが、この地域活動支援センターにつきましては、障害者の創作的・生産的活動の機会の提供、社会参加の促進等の便宜を供与する施設でございます。令和5年の12月から特定非営利活動法人STEP ONEを施設の指定管理者に指定しておりまして、令和6年度につきましても引き続き事業を実施するものでございます。

次に、大分飛びますが、182ページをお開きください。第3項の生活保護費でございます。まず、細目2の生活保護総務費819万5,000円は、生活保護の申請、受付、支給に要する経費でございます。

続いて、183ページ、細目3生活困窮者自立相談支援事業費1,228万円は、生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化を図るため生活困窮者に対して支援を行うもので、社会福祉協議会の中にあります生活支援総合相談センターほっとで実施している業務の一つでございます。

次に、184ページをお願いします。細目4被保護者就労支援事業費293万6,000円は、就労支援員の雇用に関する経費でございます。

続いて、186ページです。細目7生活困窮者就労準備支援事業費514万1,000円は、生活困窮者の中でも長期失業者や就労経験のない方に対しまして一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業で、社会福祉協議会に委託し実施するものでございます。

続いて、187ページ、細目8生活保護適正実施推進事業費297万7,000円は、生活保護受給者の年金等の調査を行う年金調査員の雇用の経費であり、また、次の188ページの細目9医療扶助適正化事業費350万1,000円は、生活保護の適正な運営を確保するためレセプト点検を委託する経費で、医療費扶助の適正化を推進するものでございます。

次のページ、189ページ、細目11生活困窮者家計改善支援事業費386万円につきましては、家計に課題を抱える生活困窮者を支援するもので、社会福祉協議会に委託し実施するものでございます。

続きまして、190ページ、第2目扶助費、細目1の生活保護扶助費は9億円を計上しております。なお、令和6年2月末現在の生活保護受給者は418世帯、500人でございます。1年前の令和5年2月末現在と比較しまして、世帯数では12世帯の減、人数では25人の減となっております。

最後になりますが、192ページ、細目2の災害援護資金貸付金180万円は、前年と同額の計上となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○森田委員長＝長寿介護課長。

○濱崎長寿介護課長＝続きまして、長寿介護課所管の予算につきまして、主要事業説明書を用いまして御説明をいたします。

123ページをお開きください。第3款民生費第1項第5目老人福祉費でございます。主な事業につきましては、敬老会事業等の記念品費95万2,000円、清流荘の施設改修工事費として100万円の工事費を見込んでおります。負担金補助の1,204万6,000円のうち、834万6,000円は、特別養護老人ホーム葉山荘の負担金で、これは葉山荘に係ります入所者見守りのシステムの導入や備

品購入、あと管理に要する経費のほか、須崎市在住の勤務職員に係ります児童手当負担金等でございます。あと敬老会事業補助金として370万円を計上しております。

次に、125ページをお開きください。高齢者等福祉タクシー事業費は、対象者及び地区の拡充により、前年度比320万1,000円増の819万8,000円を計上しております。なお、事業費のうち580万円は、すさきがすきさ応援基金の活用と介護保険特別会計から200万円の繰入れを予定しております。

次に、130ページをお開きください。老人施設入所措置費（養護分）は、中土佐町の双名園等養護老人ホーム入所者措置費で、前年度並みの3,423万円を計上しております。

続きまして、132ページをお開きください。高知県福祉避難所指定促進等事業費の162万円は、県の2分の1の補助事業を活用して整備するものでございます。指定施設及び運営訓練実施に関しまして必要な物品購入等が対象となるものでございます。

続きまして、133ページ、高齢者等ごみ出し支援事業費148万円は、令和5年度より導入しました見廻りごみ出し支援を必要とする独居高齢者や高齢者のみの世帯を対象とした事業で、財源は全額すさきがすきさ応援基金を活用するものでございます。

続きまして、134ページをお開きください。高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業は、前年度比212万1,000円増の630万円を計上しております。後期高齢の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者それぞれに必要なサービスに結びつけていくとともに、社会参加を含むフレイル予防など、長寿介護課、健康推進課及び市民課が一体となって取り組むもので、主な経費の内訳は専任の職員人件費を見込んでおります。

続きまして、飛びます、142ページをお開きください。一般会計から介護保険特別会計への繰出金として、前年度比938万7,000円減の4億3,618万9,000円を計上しております。

次に、144ページ、中山間地域介護サービス確保対策事業費は、前年度比85万円増の160万円を計上しております。介護人材確保対策のため新たな助成を行う予定としております。なお、本事業は中山間地域の特に採算性の厳しい地域を対象にサービス確保の観点から事業者に助成する県の補助制度で、本市では、上分地区、浦ノ内地区、久通地区が該当をしております。

続きまして、145ページをお願いします。指定介護予防支援事業費は、前年度比82万8,000円減の89万2,000円を計上しております。主な減額理由としましては、報酬改定による収入増が見込める予定のため、市から支出の委託料が減額するものとなります。これは介護予防給付に関するマネジメントを行うため

の事業で、地域包括支援センターに係る須崎市社会福祉協議会へ委託する委託料でございます。

最後になります。大分飛びますが、229ページをお開きください。第5款になります。第5款労働費第1項第1目労働諸費ですが、これはシルバー人材センター運営補助金としまして、構成市町での人口割で本市の負担分として前年度並みの965万4,000円を計上しております。

以上、よろしく申し上げます。

○森田委員長＝子ども・子育て支援課長。

○寺田子ども・子育て支援課長＝それでは、続きまして、子ども・子育て支援課所管分の御説明をいたします。

当初予算主要事業説明書147ページを御確認ください。第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございます。まず、児童福祉総務費といたしまして1,341万1,000円を計上しております。主な内容といたしましては、浦ノ内、おひさま保育園の通園バス運行に係る委託料1,225万6,000円、保育所において小学校の学びにつながるプログラミング的思考力を育成するための取り組みとして、昨年度に引き続き保育士への研修を実施するための講師謝金等となっております。

次のページを御確認ください。子育て支援支給事業費375万円でございますが、すさきがすきさ応援基金を活用いたしまして、第3子以降の出産に係る支援といたしまして1人につき15万円を支給するものでございます。

○寺田子ども・子育て支援課長＝次のページ、149ページです。要保護児童対策地域協議会費として359万4,000円でございます。内容といたしましては、要保護児童対策地域協議会及び令和4年4月に設置いたしました子ども家庭総合支援拠点の運営に関する経費で、主に児童虐待防止対策コーディネーター1人の会計年度任用職員の雇用経費でございます。

続きまして、次のページ、150ページでございます。児童扶養手当事業費7,143万5,000円でございます。母子世帯または父子世帯などに所得に応じて年6回支給しており、令和5年度直近の支給世帯は130世帯でございます。

続きまして、151ページ、病児・病後児保育事業費として、前年度同額の246万8,000円でございます。病気の回復期にあるお子さんの保育を須崎くろしお病院に委託しており、院内保育所において対応をお願いしております。

続きまして、153ページ、子育て医療応援事業費をお願いいたします。5,083万8,000円でございますが、中学校卒業までのお子さんの医療費について自己負担分を市が全額助成するための経費でございます。

続きまして、154ページ、ひとり親家庭自立支援給付事業費461万円でございます。母子家庭や父子家庭のひとり親が雇用保険の教育訓練の給付及び看護師等

の資格を取得するための自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付費を計上しております。

続きまして、155ページ、ひとり親家庭医療費918万9,000円につきましては、所得税非課税世帯のひとり親及び18歳までの児童に対して保険診療の自己負担分を助成するものでございます。

続きまして、156ページ、母子生活支援施設保護事業費749万7,000円につきましては、DVの被害等の状況にある母と児童を支援施設で保護し、自立を支援するための経費でございます。令和5年度の保護世帯数は変更ありませんけれども、施設の受け入れている世帯数が増加しているため予算額が減となっております。

次に、157ページ、助産施設利用事業費120万円でございます。経済的理由などから出産費用の負担が困難な方が指定の助産施設に入院、出産された場合、出産に必要な施設の利用料の一部を負担するものでございます。

次に、158ページ、安心子育て応援事業費749万7,000円につきましては、子育て支援センターはっぴいぽけっとの運営に関する経費でございます。

次に、159ページ、子ども・子育て支援事業計画策定事業費357万円でございます。内容は、現在第2期の計画期間中ではありますが、進捗状況の確認や計画の見直しのため子ども・子育て支援会議の開催をする際の委員報酬、次期計画策定の参考資料とするため子育て世帯を対象に調査の委託料を見込んでおります。

続きまして、160ページ、特別支援保育推進事業費320万5,000円につきましては、保育所において特に支援が必要な子どもに対して、より質の高い保育の助言や関係機関との連絡調整を行う地域連携推進員、特別支援保育コーディネーターの会計年度任用職員の雇用経費でございます。

次に、161ページ、子ども・子育て支援法による施設型給付事業費4,611万3,000円でございます。市内及び市外の公立保育園に通う子どもの保育料に係る経費でございます。

続きまして、162ページ、次の子ども・子育て支援法による地域型給付事業費2,430万円につきましては、小規模保育事業所における子どもの保育費用の給付に係る経費でございます。

次に、163ページ、ファミリー・サポート・センター事業費、前年度同額の29万6,000円を見込んでおります。

続きまして、164ページ、子ども・子育て支援法による施設等利用給付事業費として58万6,000円を見込んでおります。対象となる利用者については、認可外保育施設や一時預かりの事業等利用料が無償化となりますが、その経費でございます。

165ページ、保育所副食費補助事業費796万円につきましては、保育の無償

化とならなかった副食費について、子育てに係る負担軽減のため補助するものでございます。

続きまして、166ページ、保育士等就職等奨励金交付事業費155万円は、保育士等の安定確保のため新たに市内の保育所や幼稚園等に正規雇用され、3年以上の勤務を約束する方に対して就職奨励金として20万円、市外から転入される場合は転入奨励金5万円を交付するものでございます。

次に、167ページ、養育支援訪問事業費915万2,000円は、家事、育児に不安や負担を抱える子育て家庭等支援の必要な家庭を訪問し、相談援助や家事支援を行い、適切な養育環境を確保するため、家庭児童相談員3人の会計年度任用職員の雇用経費と育児ヘルパー支援として市内ヘルパー事業費の委託料となっております。

次に、168ページ、第2目児童措置費でございます。まず、保育所等施設型給付費3億7,216万1,000円でございます。市内5つの民間保育所を運営しております須崎市保育協会への委託料や須崎市のお子さんが市外保育所へ入所する際の費用となっております。

次に、169ページ、保育協会補助金といたしまして、2億5,447万2,000円となっております。主に保育士の人件費の補填や保育協会の運営費等でございます。昨年より金額が多くなっている理由に関しましては、保育士や保育補助員の確保が昨年度より8人ほど多く見込んでいるためでございます。

次に、170ページ、児童手当給付費といたしまして2億137万5,000円計上いたしております。対象児童は約1,480人を見込んでおります。

次に、児童手当事務費といたしまして、492万円計上しております。児童手当拡充に伴いますシステム改修変更といたしまして470万円を計上いたしております。

続きまして、176ページ、第3目保育園費、安和保育園管理運営委託料をお願いいたします。4,403万9,000円でございます。指定管理者として引き続き須崎市保育協会が運営いたします委託料でございます。

続きまして、177ページ、吾桑保育園管理運営委託料として4,147万5,000円でございます。安和保育園と同様に須崎市保育協会を指定管理者として運営をお願いいたしております。

続きまして、178ページ、保育園巡回支援事業費930万円でございます。発達障害等に関する知識を有する専門講師が保育所を巡回し、保育者の子どもへの関わり方や援助方法等の指導、助言を行い、保育の資質向上を図ることが目的となっております。

次に、179ページ、保育対策総合支援事業費205万8,000円でございます。令和5年度からの引き続きの事業でございまして、熱中症対策として、現在空

調が整備されていない市内2か所への保育所への空調設備設置費用でございます。

次に、教育費に移りまして、331ページをお願いいたします。第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費でございます。子ども・子育て支援法による施設型給付事業費1,786万2,000円につきましては、幼児教育を受ける児童に対する経費として市立幼稚園の給付費を検討いたしております。

続きまして、337ページをお願いいたします。幼稚園副食費補助事業費40万5,000円につきましては、保育所と同様に教育・保育の無償化対象とならなかった副食費について市が独自に補助するものでございます。

また、飛びますけど、384ページをお願いいたします。第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費でございます。放課後子ども教室推進事業費491万4,000円でございます。放課後子ども教室の運営に関する費用を計上いたしております。

また、ページ飛びまして、390ページをお願いいたします。しんじょう児童クラブ推進事業費922万5,000円でございます。会計年度任用職員等の人件費844万9,000円、需用費等の経費につきまして77万6,000円でございます。

続きまして、391ページ、あさがお児童クラブ推進事業費1,655万3,000円でございます。会計年度任用職員等の人件費1,497万1,000円、需用費等の経費158万2,000円でございます。

続きまして、392ページ、かわうそ児童クラブ推進事業費1,674万9,000円でございます。会計年度任用職員等の人件費1,488万2,000円、需用費等の経費186万7,000円でございます。

続きまして、393ページ、なないろ児童クラブ推進事業費1,256万円でございます。会計年度任用職員等の人件費として1,090万1,000円、需用費等の経費165万9,000円でございます。

続きまして、394ページ、ひまわり児童クラブ推進事業費1,770万7,000円でございます。会計年度任用職員等の人件費1,607万9,000円、需用費等の経費162万8,000円でございます。

続きまして、395ページ、あそう児童クラブ推進事業費1,300万4,000円でございます。会計年度任用職員等の人件費1,126万3,000円、需用費等の経費174万1,000円でございます。

次、少し飛びます。398ページをお願いいたします。第10款教育費第4項社会教育費第3目青少年対策費でございます。青少年育成センター運営費といたしまして197万5,000円。内容といたしましては、育成センター運営審議会委員や補導員、センターママの出務報酬となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○森田委員長＝健康推進課長。

○中川健康推進課長＝それでは、一般会計予算のうち健康推進課が所管する予算について御説明申し上げます。

主要事業説明書の193ページをお願いします。まず、保健衛生総務費302万円につきましては、主なものとしましては、会計年度任用職員として雇用する歯科衛生士の報酬や職員手当、そのほか新任期保健師の指導に当たるトレーナー保健師の報償費110万円などになっており、ほかに各種協議会等の負担金補助金となっております。

次に、194ページをお願いします。幼児健康診査事業費は、1歳6か月児と3歳児を対象とする健診に係る事業として、医師への報償費委託料、保育所や小学校でのフッ素洗口の消耗品等149万4,000円を計上いたしております。

続きまして、195ページをお願いします。母子保健事業費は、妊婦健診や乳児健診等の母子保健に関わる事業として2,136万7,000円を計上いたしております。主なものは委託料でして、合計1,482万2,000円となっております。内訳として、毎月市で行っております乳児健診委託料、妊婦に受診券が交付されます妊婦健診委託料、産婦健診委託料、そして、妊婦歯科健診、新生児聴覚検査、病院で行う乳児健康診査等の費用でございます。

次に、負担金補助金ですが、妊婦・乳児健診を里帰り受診した際の補助金65万6,000円、不妊治療費補助金を156万円計上いたしております。本市では、特定不妊治療に加え一般不妊治療も対象にいたしておりますが、令和5年度は2月までに一般不妊治療2件、特定不妊治療10件の助成を行っております。

次に、妊産婦健診通院費助成金374万4,000円、これは妊婦健診及び産婦健診の際に1回当たり2,600円を上限に医療機関への交通費を助成することで定期的な受診を促し、安心して出産できる環境づくりを進めようとするものでございます。なお、この補助金制度は、すききがすきさ応援基金を財源といたしております。

続きまして、196ページ、健康づくり事業費235万4,000円についてであります。生活保護世帯及び30歳代の健診実施に関わる委託料、成人歯科健診、自殺対策等に係るものでございまして、ほかに健康づくり推進協議会補助金が50万円となっております。

続きまして、197ページ、子育て世代包括支援センター事業費は522万2,000円となっております。妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的支援を提供する子育て世代包括支援センターの運営に係る経費でございます。保健師を母子保健コーディネーターとして専任で配置しまして、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施いたしております。具体的

に申しますと、特に支援が必要とされる産前産後において、助産師が訪問や相談を行う産前・産後サポート事業や母乳相談等がございます。このほか子育て経験者のママサポート隊によるママカフェや地区育児相談での子育て支援の実施や、家事援助サービスを提供するヘルパー派遣事業、また、産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため母子への心身のケアや育児サポート等を行う宿泊型の産後ケア事業の実施もいたしております。

続きまして、1ページ飛びまして、199ページ、すさきファーストウッド事業費99万円は、須崎市で生まれた赤ちゃんに初めてのおもちゃとして木製玩具をプレゼントする事業で、乳児期からの木育を推進するもので、令和元年度からの事業となっております。令和5年度は乳児健診時に68人にプレゼントいたしております。

次に、200ページ、すさき出産・子育て支援事業費903万4,000円につきましては、令和5年度から始まった事業でございまして、妊娠期から出産、子育てを一貫して支援するため伴走型相談体制の確保、経済支援を一体的に実施するものでございます。具体的には伴走型相談支援としまして、妊娠届け出時、妊娠8か月頃、生後2か月頃に保健師や助産師が面談を行い、その際の御相談やアンケートを基に出産や育児の見通しを一緒に立て、妊娠中や産後の支援を実施いたします。これと合わせて、経済支援としまして、妊娠届け出時に出産支援金として妊婦1人当たり5万円、生後2か月頃の新生児訪問後に子育て支援金として乳児1人当たり5万円の現金を支給するものです。

次に、201ページ、乳児用おむつ購入助成事業費379万円につきましては、令和6年度からの新規事業でございまして、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため満1歳までの乳児を育てている保護者に対して、乳児用おむつ購入に使用できるチケットを交付するものでございます。配付額につきましては、対象児1人につき一月当たり3,000円に相当する額を限度とし、対象児の出生月または転入月の翌月から満1歳の誕生月までの額面のチケットを一括して配付することを予定いたしております。

次に、202ページ、予防費をお願いします。予防接種法で市町村に実施が義務づけられています各種定期予防接種を実施するための経費でありまして、二十歳未満に接種する二種混合やBCG、日本脳炎等の接種の委託料5,600万円や審査手数料、郵送料、その他消耗品費等総額5,843万3,000円となっております。

次に、数ページ飛ばしていただきまして、213ページをお願いします。医療対策費119万円につきましては、地域、救急、災害の各医療の維持に関わる経費となっております。災害医療資機材のメンテナンス委託料や救急医療情報システムの運営負担金、地域医療推進負担金などとなっております。

次に、214ページ、診療所経費は108万4,000円を計上しておりまして、浦ノ内診療所の光熱水費や修繕料等維持管理に要する費用でございます。

次に、215ページ、救急医療施設運営費は2,281万4,000円で、休日や夜間の救急医療及び休日当番医制を高幡5市町で運営する経費となっております。

次に、216ページ、医療機関等災害対策強化事業費111万円は、災害時に備えて医療救護所に資機材や医薬品等を整備するものです。具体的には災害時に医療救護所で使用する医薬品をくろしお病院で流通、備蓄することや、医療救護所で必要となるベッド、テント等の医療用資機材の購入を予定しております。

次に、217ページ、モバイルクリニック推進事業費3,721万円ですが、令和6年度からの新規事業となっております。先進地視察の旅費及び車両任意保険の役務費以外は全額委託料となっております。予算上程に至った経過は、議会開会日の提案趣旨で御説明したとおりでございます。全国でモバイルクリニック事業を展開している事業者への委託というかたちで協力して実施してまいります。

オンライン診療を使用する車両及びオンライン診療機器については、本市が導入し事業参加していただく医療機関に無料で使用していただくこととなります。医療機関からはオンライン診療に当たるかかりつけ医師と車両に搭乗する看護師1人の御協力をいただき、自宅付近もしくは患者が希望する場所に車両が出向き、オンライン診療を実施していただきます。なお、車両の運行につきましては、市内のタクシー会社に協力を依頼する予定となっております。医療Ma a S車両が納車される10月をめどに事業開始を予定いたしております。新聞報道等では上分、南地区限定と取られかねない表現をされていましたが、市中心部から離れた交通不便地区の高齢者や付添いの御家族の負担軽減を図るための事業でございますし、かかりつけ医師の同意が優先されますので、現状診療地区については限定する予定はございません。今後においては、事業開始までに医療機関、事業者と十分な打合せを行い、市民の方が初めてモバイルクリニック事業を利用する際に安心して受診いただけるよう広報及びホームページを通じて、段階的に事業周知を実施してまいります。

次に、218ページ、健康増進事業費2,221万4,000円についてであります。主な事業としましては、健康増進法に基づく胃がんや大腸がん等各種がん検診の委託料1,712万2,000円のほか、郵送料などの関係経費でございます。また、令和6年度に健康増進計画を新たに策定するに当たり、策定業務委託料350万を計上させていただいております。

次に、219ページ、健康教育費27万2,000円につきましては、市民への健康啓発のリーフレット作成や健康パスポート事業として、市で独自に健康増進を目的に行っています、すさきがすきさチャレンジ事業でチャレンジ目標を達成した方への景品代が主なものです。

220ページと221ページの健康相談費、訪問指導費につきましては、後ほど

御確認いただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○森田委員長＝環境未来課長。

○森光環境未来課長＝続きまして、環境未来課所管分について御説明をいたします。

なお、事業の説明につきましては主なものとさせていただきます。

予算書は66ページ、当初予算主要事業説明書は203ページでからでございます。

予算書66ページ御覧ください。第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費は3億9,745万2,000円、前年度比3億4,545万3,000円と増額となっております。増額の主な理由は、脱炭素先行地域づくり事業費の増額によるものです。

事業の内容は、203ページをお願いいたします。環境衛生費は環境に関する検査や不法投棄対策など、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のための経費といたしまして報酬や消耗品などの需用費、郵送料などの役務費のほかに、委託料といたしまして、降下ばいじん分析業務やアサリ貝等分析業務、使用料及び賃借料では、不法投棄防止のための監視カメラリース料、負担金補助及び交付金では、ふるさと新庄川清流保全協議会負担金などで、合計486万9,000円を計上しております。

次に、204ページ、高幡広域市町村圏事務組合負担金(斎場)につきましては、須崎斎場の火葬炉等の設備の修繕に係る負担金で、前年度比2,945万5,000円減の623万9,000円を計上いたしております。施設の老朽化に伴う大規模改修工事が完了したことにより大幅な減額となっております。

次に、206ページをお願いいたします。浄化槽設置事業補助金906万8,000円につきましては、合併処理浄化槽設置者に対する補助金といたしまして、5人槽を12基分、7人槽を4基分、10人槽を1基分、合計17基分計上しております。また、合併浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽本体の設置費に係る補助、単独槽やくみ取り槽の撤去に係る補助に加えまして、令和6年度から新たに30万を上限といたしまして、宅内配管の工事に係る補助を行うこととしております。

次に、208ページをお願いいたします。クリーンエネルギーのまちづくり事業費、クリーンエネルギーのまちづくり事業費は、住宅用太陽光発電システム設置補助金といたしまして703万2,000円を計上しております。本事業につきましては、令和5年度から県の補助金を活用してございまして、県補助金の拡充に合わせて、太陽光発電システムの補助金の上限を16万円から20万円に、蓄電池の補助金の上限を20万円から40万円に引き上げ、新たにV2Hという電気自動車やプラグインハイブリッド車のバッテリーにためている電力を自宅で使用できるように

機器を補助対象にする予定としております。この機器につきましては、上限30万円を予定しております。

次に、209ページ、二酸化炭素排出抑制対策事業費214万5,000円につきましては、須崎市地球温暖化対策実行計画の進捗管理に要する費用に加えまして、中小企業への省エネルギー機器導入による商工業の活性化及び本市の地球温暖化防止対策といたしまして、引き続き事業者向けの省エネルギー機器導入事業費補助金交付事業を予定しております。

次に、210ページをお願いいたします。猫対策事業費につきましては、令和3年度から実施しておる事業でございまして、野良猫の増加を抑えるため、猫の不妊、去勢に対する補助に加えまして、令和6年度は新たにすさきがすきさ応援基金を活用いたしまして、猫のTNR活動支援事業費補助金、地域猫活動支援事業費補助金の実施を予定してございまして、合わせて140万円を計上しております。なお、令和5年度は78件の申請がございまして、飼い猫43匹、野良猫61匹、合計104匹の猫を対象に補助をしております。

続きまして、211ページ、脱炭素先行地域づくり事業費は、脱炭素先行地域づくり事業に係る本年度分の事業費の計上となっております。本事業につきましては、令和5年度に環境省から脱炭素先行地域に選定され、国からの有利な交付金を活用し、令和9年度までに総事業費約49億円で住宅や公共施設などに太陽光発電の設置や蓄電池の設置、農業用ハウスへの省エネルギー設備などの設置をしていく事業となっております。

続きまして、212ページをお願いいたします。水域環境創造プロジェクト事業費は新規事業でございまして、須崎市の主たる水源であります新荘川とカヌー場、ロゴスキャンプ場、遊具公園などが整備されております浦ノ内湾において、水質浄化の取り組みを行おうとするもので、水質悪化の原因の一つである生活排水からの影響を低減するため、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併浄化槽への転換を促し、生活排水の水質を向上させ、水域の水質浄化を行おうとするものでございます。対象地域では、合併処理浄化槽に転換し、水質検査で異常がなかった場合に、すさきがすきさ応援基金を活用いたしました補助金20万円を支給しようとするものでございます。

続きまして、主要事業説明書222ページをお願いいたします。清掃総務費312万2,000円につきましては、一般廃棄物の減量推進や適正処理の啓発を行うための経費で、主なものでは、分別収集への報償費220万円、そのほか消耗品、印刷代などの事業費を計上しております。

次に、223ページ、高幡東部清掃組合負担金3億5,424万5,000円、前年度比5,426万7,000円の増額となっております。増額の主な理由は、ごみ固形燃料化施設の一次破碎機ホッパー更新工事、し尿処理施設の定期整備工事

が予定されていることによるものでございます。

次に、225ページをお願いいたします。新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備費負担金1,620万1,000円につきましては、公益財団法人エコサイクル高知が佐川町で行う最終処分場の整備に要する負担金でございます。

続きまして、226ページをお願いいたします。塵芥処理費の2億2,516万8,000円につきましては、一般廃棄物の分別、保管、運搬、再生、処分等に適正処理に要する経費でございます。主な内訳になりますが、事業費と役務費につきましては、クリーンセンター横浪での消耗品費、電気料、郵便料などがございます。委託料は、ごみ収集委託料、合計で1億423万2,000円、指定ごみ袋製造委託料2,141万7,000円、クリーンセンター横浪の運転維持管理等包括的民間委託料6,100万2,000円など、合計委託料で2億136万3,000円を計上しております。

次に、227ページ、クリーンセンター横浪施設整備事業費5億2,630万円につきましては、リサイクルプラザ基幹的設備改良工事の令和6年度事業といたしまして、工事請負費4億8,569万3,000円、同工事に係ります施工管理業務委託料1,375万円、そのほか、浸出水処理施設の第1キュービクルの改修、原水ポンプの更新工事などを予定しております。また、備品購入費は、パワーショベルの更新を予定しております。

最後になります。228ページをお願いいたします。第3目し尿処理費、し尿中間槽維持費につきましては、大峰にありますし尿中間槽の用地借り上げ料でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○森田委員長＝学校教育課長。

暫時の間、休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時17分 再開

○森田委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○中西学校教育課長＝それでは、学校教育課所管分について主な事業のみ説明をさせていただきます。

主要事業説明書324ページからでございます。第10款教育費第1項教育総務費第1目教育委員会費です。細目1教育委員会費247万4,000円は、教育委員会の運営に関する経費で、教育委員4人分の報酬等でございます。

次に、325ページ、第2目事務局費です。細目3の事務局費は、学校教育課の

運営に関する経費で1,531万4,000円です。前年度比548万1,000円の増額ですが、主な要因としましては、需用費で中学校統合に向けまして、須崎中学校を除きますが、中学1年生が実施をします交流事業の際の昼食費5万2,000円、委託料では、中学校での部活動移動支援としてのバス委託料100万円を新たに計上いたしております。また、同じく委託料で、新しい学校教育実現のための研究委託料として360万円を計上いたしております。新学習指導要領では、児童生徒の資質、能力の育成に向けてICT機器を最大限に活用し、これまで以上に個別最適な学び、協働的な学びを一体的に実現をし、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげるなどとしておりますことから、本市でもこうした学びを研究していくための委託費として計上いたしております。具体的には、新年度になってから調整を図るということにいたしております。

次に、326ページ、細目4学資金貸付金114万円は、教育の機会均等を図るために、経済的理由等による就学困難な方に学資金の貸与をするものでございます。

細目9になります。328ページ、スクールソーシャルワーカー派遣事業費は、3人の配置をする経費555万2,000円、細目10スクールバス特別会計繰出金は、974万8,000円を計上いたしております。細目13風呂敷型学校づくり支援事業費72万8,000円、細目16学ぶ意欲を育む教育の充実事業費240万1,000円、細目18使う・伝える・心をつなぐ情報教育推進事業費150万8,000円でございます。県のアクションプランで補助金を活用した事業でございます。不登校対策や若年教諭の資質、指導力強化、ICT利活用やプログラミング教育を推進する事業を行う経費でございます。

335ページ、細目20外国語教育推進事業費3,538万7,000円は、ALTの5人の方、それから国際交流員1人を配置しておりますので、その報酬や家賃等のほか、英語暗唱大会やイングリッシュキャンプ、小学1年生の交流事業でありますハロウィンパーティーの経費を計上いたしております。

339ページ、細目38子ども第三の居場所事業費2,165万2,000円は、てくテックすさきの運営に係る経費等でございます。施設管理者の人件費のほか、みんなのコードへの運営委託料となっております。

340ページ、第3目教育研究所費353万2,000円は、教育研究所の運営に要する経費等でございます。

341ページ、小学校管理費です。細目2小学校管理費は、1億2,569万7,000円です。小学校の管理運営に関する経費でございます。事業概要にあるとおりでございます。会計年度任用職員の人件費、学校医や学校薬剤師の報酬のほか、浦ノ内スクールバスの北岸便、南岸便の2台分の運行委託料、南地区から多ノ郷小学校への交通手段確保対策としての運行委託料、教職員の健康診断委託料、学校施設の維持管理委託料など、委託料で1,918万1,000円、学校の各種営繕工

事など工事請負費429万2,000円等を計上いたしております。また、備品購入費は、給食用備品や学校で必要となる備品として123万3,000円を計上いたしております。細目16学校情報通信環境整備事業費1,925万5,000円です。ICT支援員2人の人件費、学習支援ソフト導入費用、フィルタリングライセンス費用、デジタル教科書使用料、てくテックすさきでの体験の際に使用するバスの運行委託料、また、教育委員会や学校で使用しますWi-Fiルーターの回線使用料を見込んでおります。

続きまして、343ページ、第2目教育振興費です。細目1の小学校教育振興費は377万7,000円です。前年度比251万7,000円の増額ですが、主なものは、小学校の教科書改訂に伴うものでございまして、本年度12月補正で対応できていない教師用の指導書を購入するための経費を備品購入費として計上いたしております。

次に、345ページ、細目13要・準要保護児童扶助費1,517万2,000円です。学用品費や新入学児童への助成、タブレットを持ち帰っての家庭学習をした際のオンライン通信費等への助成をしております。なお、準要保護の御家庭でこれまで保護者負担70%としておりました学校給食費や修学旅行費などの項目がございすけれども、令和6年度からは100%の助成ということで予定をいたしております。

次に、346ページ、細目14特別支援学級児童扶助費104万9,000円は、特別支援学級に通級する児童の保護者の経済的負担軽減のため、必要な支援をするための経費でございます。

348ページ、細目17地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業費123万6,000円は、スクールガードリーダー2人の報償費です。

351ページ、細目22特別支援教育支援員配置事業費5,095万6,000円は、支援を必要とする児童に対しまして、生活や学習上の困難を改善、克服するための支援員を配置するもので、会計年度任用職員の16人分の人件費等でございます。

次に、357ページ、細目58笑顔になる給食充実事業費1,092万円です。食材や燃料などの物価高騰に対応するとともに、保護者負担の軽減や子どもたちが笑顔になるおいしい給食の提供、内容の充実のために、令和5年度に引き続きまして予算化をいたしております。

次に、358ページ、第3目学校建設費です。細目2学校施設環境改善交付金事業費2億9,268万6,000円です。須崎小学校の大規模改造工事に要する経費で、校舎のトイレ改修、給食受入れ口の設置、体育館へのエアコン設置に要する経費を計上いたしております。細目3学校給食センター整備事業費5億6,868万8,000円です。敷地造成工事、建築工事費のほか、トラック2台と軽トラッ

ク1台、厨房機器の設備関係の備品購入費を計上いたしております。

360ページ、細目4学校施設整備事業費1,658万円です。多ノ郷小学校、新荘小学校、安和小学校への給食受入れ口の設計委託料のほか、安和小学校、新荘小学校、多ノ郷小学校、南小学校の受水槽の改修、多ノ郷小学校の照明交換、南小学校保健室、吾桑小学校理科室のエアコンの工事費となっております。

続きまして、361ページ、第3項中学校費第1目学校管理費です。細目2中学校管理費3,612万4,000円です。内容は、中学校の管理運営に要する経費で、事業概要のとおりでございます。昨年度比348万7,000円の増額となっておりますが、主には人件費と修繕料の増額となっております。

362ページ、細目11学校情報通信環境整備事業費633万5,000円は、小学校費と同じく学習支援ソフト導入費用やフィルタリングライセンス費用、デジタル教科書使用料、てくテックすさきでの体験の際のバス運行委託料、Wi-Fiルーターの回線の接続料でございます。

363ページ、第2目教育振興費です。細目1中学校教育振興費は、271万6,000円です。英語暗唱大会や弁論大会、プレゼンテーション大会に要する経費、朝ヶ丘中学校と須崎中学校の弁当提供事業の委託料、部活動遠征費補助金等を例年どおり計上いたしております。昨年度から145万1,000円の減額でございますが、令和6年度は全国中学校体育大会の高知県実行委員会負担金がございますので、その減額が影響しております。

次に、366ページ、細目10児童生徒心の居場所づくり推進事業費1,177万円です。教育支援センターの会計年度任用職員の人件費やセンター活動経費となっております。現在、多ノ郷の大間地区の旧高知信用金庫須崎東支店内で、てくテックすさきと併設するかたちで運営をしております。施設の賃貸料と駐車場の賃借料となっております。

次に、細目11要・準要保護生徒扶助費1,020万円です。小学校費と同じく学用品費、新入学生徒への助成、タブレットを持ち帰っての家庭学習をした際のオンライン通信費等への助成となっております。準要保護での御家庭での保護者負担70%につきましては、令和6年度から100%の助成を予定しております。

次に、371ページ、細目17特別支援教育支援員配置事業費1,891万6,000円です。特別教育支援員の6人分の人件費となっております。

376ページに移ります。細目40部活動指導員配置促進事業費242万6,000円です。先生方に代わりまして部活動を指導する会計年度任用職員の報酬等で、4人分の予算を計上いたしております。細目47弁当提供支援事業費56万円は、給食費の物価高騰の支援と同様に、朝ヶ丘中学校、須崎中学校で実施をしております。弁当提供事業における物価高騰分への支援として行うものでございます。

378ページ、第3目学校建設費です。細目1学校施設環境改善交付金事業費7

億5,918万1,000円は、朝ヶ丘中学校と須崎中学校の大規模改造工事に係る設計監理委託料や工事費に要する経費でございます。細目3学校給食センター整備事業費3億16万円は、小学校費と同じく、敷地造成工事、建築工事費のほか、トラックと軽トラック、厨房機器の設備関係の備品購入費を計上いたしております。細目5学校施設整備事業費470万円は、朝ヶ丘中学校グラウンド改修工事の設計委託料、上分中学校の特別支援学級へのエアコン設置、朝ヶ丘中学校体育館の仕切りネット取替え、須崎中学校の受水槽タンク改修工事に要する経費となっております。

次に、別冊令和6年度一般会計予算書に移ります。104ページをお開きいただきたいと思っております。第11款災害復旧費第3項文教施設災害復旧費第1目公立学校施設災害復旧費は、前年度同額の1,000万円を計上いたしております。

最後ですが、9ページをお開きください。別冊予算書の9ページになります。第2表で、債務負担行為でございます。朝ヶ丘中学校大規模改修事業は、学校統合に向けまして必要となる改修でございまして、期間を議決日から令和7年度まで、限度額を2億2,834万2,000円といたしております。学校給食センター整備事業は、令和7年度にかけて予定をしております、期間を議決日から令和7年度まで、限度額を7億1,094万5,000円といたしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○森田委員長＝生涯学習課長。

○小野生涯学習課長＝生涯学習課所管の予算のうち、主な事業について御説明いたします。

主要事業説明書381ページでございます。社会教育総務費は、社会教育推進に要する経費で、事業費は434万2,000円でございます。13節使用料及び賃借料の315万1,000円は、市民体育館、図書館用地の賃借料などがございます。

382ページ、人権教育総合推進事業費といたしまして24万4,000円、383ページ、文化財保存事業費1,382万3,000円につきましては、市内の文化財を次世代に継承するための文化財保護に関する経費といたしまして、土佐藩砲台跡保存活用計画策定業務委託料1,183万2,000円を新たに計上するものでございます。台場の砲台跡につきましては、昭和19年11月に土佐藩砲台跡という名称で国の史跡として文化財に指定されております。本市は、これまで文化庁から文化財保護法に基づく史跡として、構造物の設置や土地の形状変更などを行わないよう強く指導を受けている経過がございます。このたび文化庁及び高知県歴史文化財課とも調整をいたしまして、国庫補助金事業としても採択をされまして、保存計画策定に関する事業を実施しようとするものでございます。令和6年度は、すさきがすきさ応援基金と国庫補助金を財源といたしまして、石垣測量による現況

把握及び保存活用に関する計画策定を実施する計画としております。石垣の測量は令和6年度で完了する見込みで、令和7年度は引き続き計画策定業務を実施してまいりたいと考えておりました、全体としましては、令和6年から令和7年度にかけて2年間にわたり実施する事業計画となっております。

続きまして、385ページ、成人式事業費65万3,000円でございます。

386ページ、会計年度任用職員雇用経費は、公民館、図書館職員に係る雇用経費でございまして、4,247万9,000円、前年比737万3,000円増の主たる原因につきましては、人事院勧告に基づく賃金などの更正でございます。

387ページで、「子ども司書」養成講座事業費で、昨年同様の16万6,000円としております。

388ページ、自然体験型学習事業費は、上分地区で実施するかわうそ未来塾で経費20万円は全額県補助でございまして、昨年と同額でございます。

396ページでございます。公民館費は、市内公民館の運営経費2,082万5,000円でございます。前年比467万2,000円の増の主たる要因といたしましては、工事請負費でアッセンブリーハウスのトイレ改修工事を99万8,000円、それから、久通交流会館外壁修繕工事で344万3,000円などを計上することとしております。

続きまして、397ページ、地域自主組織運営事業費4,791万円、浦ノ内、上分、吾桑の各地域自主組織の運営活動に要する経費でございます。前年比892万8,000円の増の主な要因といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の増と地域課題解決費の増などでございます。

399ページ、図書館費、図書館の運営や事業に要する経費777万4,000円でございます。

400ページ、家庭教育支援基盤形成事業費は、図書館を活用した家庭教育支援に要する経費といたしまして、昨年同様49万5,000円。生後6か月健診時のブックスタートなどの事業でございます。

401ページ、図書館等複合施設整備事業費、14億3,098万円につきましては、主たる事業費といたしまして、委託料といたしまして、PFI事業、図書館等複合施設整備事業のモニタリング業務委託737万6,000円でございます。これにつきましては、PFI事業による図書館等複合施設の整備に当たって、企業体の企画提案書の内容や市の要求水準に沿ったものとなっているか、施工管理や監督を委託するものでございまして、令和5年度予算において、令和7年度までの期間、債務負担行為の議決をいただいたものに係る令和6年度分の予算計上でございます。

次に、公有財産購入費といたしまして、同じくPFI事業、図書館等複合施設整備事業費の工事対応分といたしまして14億2,160万9,000円につきまし

では、令和5年度予算において、令和7年度までの期間、債務負担行為の議決をいただいたものに係る令和6年度分の予算計上として、建設工事対応分として計上しているものでございます。

続きまして、402ページ、図書館等複合施設運営形態探求支援事業費1,000万円につきましては、令和8年3月竣工予定の図書館等複合施設において、供用開始に当たり、ハード面と並行して具体的な運営方法を検討していく必要があるため、専門家に委託して運営方法を検討する業務に要する経費でございます。新規の事業といたしまして、この事業の主な内容といたしましては、この事業につきましては、須崎市にとって最善かつ中長期的に持続可能な図書館等複合施設の運営形態を模索することを目標とした事業でございます。令和5年度には同様の事業を実施しておりますが、調査業務として、日本全国の先進的な複合施設や図書館の事例を研究いたしまして、須崎市における市民協働の在り方を検討する際の参考事例として全国から十数件余りの施設に注目して、文献や運営状態などの調査を実施いたしました。また、新潟県の新発田市をはじめとした幾つかの施設につきまして、図書館の視察などを行い、情報収集並びに意見交換を行う調査も実施したところがあります。これまでの調査によりまして様々な運営方法を調査、視察をする中で、各地域におきましては、受皿となる民間組織の存在が運営方法に大きな影響を与えるという状況でございます。令和6年度の事業につきましては、これまで実施してきた調査からさらに踏み込んだかたちで本市の実情に沿った最適な運営形態を模索するための調査を引き続き検討していく必要があることから事業を実施しようとするものでございます。

また、令和6年度以降、複合施設の整備状況の様子を様々なかたちで情報発信する方法などについても取り組みを進めますとともに、施設整備の全体の進捗に合わせて施設の運営形態に関する市民の皆様との対話の場を設けさせていただき、市民の皆様との協働の在り方も含めて御意見を頂戴し、検討していきたいと考えておる事業でございます。

次に、407ページ、学校施設開放管理費は、学校施設開放事業に要する経費110万5,000円でございます。

続きまして、別冊一般会計予算書をお願いいたします。9ページでございます。第2表、債務負担行為でございます。先ほど主要事業説明書383ページの文化財保存事業費で御説明申し上げましたとおり、土佐藩砲台跡保存活用計画策定支援業務委託を2か年で実施しようとしておりまして、議決日から令和7年度までの期間、723万円を限度として債務負担行為を起こそうとするものでございます。

以上よろしくをお願いいたします。

○森田委員長＝この際、10分間休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時53分 再開

○森田委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。杉山委員。

○杉山副委員長＝市民課長にお聞きしますが、事業説明書の79ページ、マイナンバーカード交付事務費ですが、これは申請してまだ交付をされてない方があとどのくらいいるのか分かりますでしょうか。

○森田委員長＝市民課長。

○大崎市民課長＝お答えします。今、申請率が76.26%になっております。交付率が69.12%になっておりますので、150人ぐらいの方がまだ取りに来てないというかたちです。

○森田委員長＝杉山委員。

○杉山副委員長＝ちょっと休憩をお願いします。

○森田委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

○森田委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山委員。

○杉山副委員長＝マイナンバーカードは、やっぱり任意ですし、いろいろと保険証のことなんかでもまだトラブルも続いておまして、保険証の普及も進んでいませんので、このマイナンバーカード交付事務費に関しては、私は反対をさせていただきます。

引き続きよろしいですか。

○森田委員長＝杉山委員。

○杉山副委員長＝学校教育課長にお聞きいたします。

325ページの事務局費ですが、これをもう一度確認したいんですけども、統合に向けての交流のための費用が入っているということでしたが、一緒に給食なんかを食べたりする、それはどの学校が対象になりますでしょうか。

○森田委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝先ほど説明いたしましたけれども、来年度中学1年生の学年で須崎中学校を除く学校で交流を予定をしてお聞きをしております。ですので、現在でいうと、須崎中学校以外の4校、昼食、お弁当を配付というかたちになりますけれども、を予定をしております。

それから、これは統合ではない、統合に絡みますけれども、部活動で合同部活動をやったりするところがございますので、その部活動の移動支援として、バスの委託で100万円を計上いたしております。

○森田委員長＝杉山委員。

○杉山副委員長＝引き続き確認したいんですが、378ページですが、須崎中学校や朝ヶ丘中学の大規模改造工事に関してですけれども、これは新聞報道でも、統合に向けての改修ということで注力というような報道もあったんですが、やっぱり私は統合は住民合意の下、進めるべきだと思っているので、合意がある地域もあると思うので、それに向けた施設改修があるのはいいと思うんですが、合意のない地域も含めて、統合に向けて必要な改修ということなのか、統合じゃなくてもエレベーターなんかの改修は必要だと思うので、須崎中学校以外の4校が統合するために必要な工事費なのか、そうでなくても必要な工事なのかをちょっと確認させてください。

〔「もう説明できちゃうやいか」「いや、休憩して」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝暫時の間、休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 0時01分 再開

○森田委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○中西学校教育課長＝お答えいたします。御質問の件につきましては、学校統合計画もこちら策定をしてお示しをしております、それに基づいて必要な改修もございまして、給食センターを計画しております。朝ヶ丘中学校にも給食が今ないので、その受入れ口も当然必要になってきますので、統合だけではございませんが、そこも含めたことで予定はいたしております。

○森田委員長＝杉山委員。

○杉山副委員長＝そしたら、統合に係る部分があるということで、事務局費も含めまして、合意のない、住民合意があるという判断をするには、まだ早いかと、まだまだ対話が必要だという考えですので、反対をいたしたいと思います。

そしたら、もう1点質問ですが、359ページ、360ページにも関連してですが、須崎小学校ですとか、ほかの安和や新荘の、安和、新荘だったかな、多ノ郷小学校の給食受入れ口を造るというような工事の予算がありますが、須崎小学校や多ノ郷小学校は、今、自校式で給食ができています学校は、できれば自校でやっていただきたい、食育のことを考えますと、自校がまたよろしいかと思っておりますので残していただきたいんですけど、それはセンターの事業を進めるに当たって困難というこ

とでしょうか。1,000食提供するセンターということで、小学校もセンターに切り替えないとセンター自体の事業が止まってしまうということですか。

○森田委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝まず、給食センターの説明をさせていただきたいと思います。

最初は1,000食ではなくって、例えば1,500食とかいう規模で建設ができないかという検討もいたしましたけれども、児童生徒数がだんだんに減っている中で大規模といいましようか、食数が多い施設は後々すぐにそれほど必要なくなるということもございますので、1,000食ということで今計画をいたしております。

もう一つは、給食調理員が正規職員がおりますので、市の職員で。その正規職員の配属先を確保するという必要ですので、一部自校式の学校を残しながら、退職をされた段階で給食センターからの配送に切り替えると、段階的に切り替えていくということで今計画をいたしております。そういうことで、基本的には、給食センターからの配送というのが、まず基本的な考えになっておりますので、先ほど、須崎小学校、多ノ郷小学校という、学校名が出ましたけれども、そういったところは現在は配送の予定ということで考えております、自校式ということではなくて。自校式は一部残すのは、正職員の配属先が必要ということで現在は考えております。いずれはセンターから全ての学校へ配送ということで自校式から切り替えるということで御理解をいただきたいと思います。

○森田委員長＝杉山委員。

○杉山副委員長＝自校式の給食ってとても大事やと思うんですね。なので、できる限り残していただきたいんですけども、そのセンターの事業を進めるに当たって、食数が少なくなると、例えば事業の交付金の問題とか、そういうことがあるんでしょうか。例えば学校じゃなくても病院への配送とかも検討していけるのであれば、学校は自校でやられてる、今施設があるところは残して、センターの食数はほかで確保するというようなことも検討できるのかなと思うんですけども、学校じゃないといけないのか。

〔「すみません、予算に関係ない話は一般質問やない、これは」と呼ぶ者あり〕

○杉山副委員長＝いや、これは……。

〔「給食センターを病院へ持ってとかいってたら、予算に限って、そんな幅広いと何ぼでも、何日にもなるで、ほんで」と呼ぶ者あり〕

○杉山副委員長＝それがオッケーやったら、自校を残してほしいから反対をしようかなと思って。

〔「うん、もう反対したらええわ」と呼ぶ者あり〕

○杉山副委員長＝オッケーじゃないがやったら、学校じゃないといかんやったらセンター必要なので……。

〔「みんなあが学校のためにやりゆうがやろ、ほんで」と呼ぶ者あり〕

○杉山副委員長＝大事な質問です。

○森田委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝先ほど申し上げましたとおり、一部自校を残しつつということで計画をいたしておりますので、当分の間は、学校給食のみでしか運用しません。使いません。先ほど言った、例えば1, 500食、最初にちょっと申し上げましたけども、そういった施設であれば、そういった考えもちょっと別のところへ、学校以外のところへってということも検討できるのではないかとということでその当時はあったんですけども、規模も縮小しましたので、現在のところは、当分の間はもう学校のみということで考えております。

それから、もう一つ付け加えますと、自校方式がこれまで続けてますので、須崎市としてもできる限り自校がいいということで続けているのは御理解いただいているとは思いますが、現在、自校方式にすると、今の給食を作りながらその学校に新たな施設を造らなければならないと、給食棟を。となると、正直もう敷地がいっぱいですので、学校に新たな用地っていうのがないので、給食を止めてまで新たな施設を構えるということはなかなか難しいと考えておりますので、最終的に給食センターの方向性で決めたということも御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○森田委員長＝ほかに。

森光委員。

○森光委員＝2点ばかりお聞きしたいと思えます。生活保護扶助費についてお伺いしたいと思えます。

先ほどの説明の中で生活保護が減りましたということで、この減った要因ですね、内訳はどのようなことになっておられるのかちょっとお聞きしてみたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。

○森田委員長＝福祉事務所長。

○山岡福祉事務所長＝お答えします。まだ実績とまで至っていないんですが、全体に先ほどの説明は減という説明させていただきました。主な原因は、やっぱり高齢の方が減っているんで、ちなみに新規の方は横ばいの、数はあんまり変わってない状態で高齢の方の減が主な原因で、それまでコロナの関係で増えたってということでもないとお聞きしてます。また、実績等最終的に出たら詳細分析等したいなと思っております。以上です。

○森田委員長＝森光委員。

○森光委員＝先ほど2点ばかりって申し上げましたけど、もう1点、保育協会の関連で子ども・子育て支援課にお聞きしたいと思えます。

予算等増えた中に要員の増員を見込んでということで、これは何人ぐらいを見込

んでおられるんでしょうか。お聞きいたします。

- 森田委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 寺田子ども・子育て支援課長＝8人ほど考えております。
- 森田委員長＝大崎委員。
- 大崎委員＝福祉事務所長、すみません、1点お尋ねします。新規の事業で医療的ケアの保育事業費ですね。今回こちら新規事業ということで、説明もちょっと走り走りだったもので、もうちょっと掘り下げた説明がいただければ、どのような対象者とか人数とか、どういう考えなのか、それだけちょっと1点確認したいです、すみません。
- 森田委員長＝福祉事務所長。
- 山岡福祉事務所長＝12月補正で1人該当の方ということで取ったんですが、この方は今現在施設へ入られて、今予算は執行状態にありません。今後新規取ったのは、その該当の方がおるっていうがではなくて、予算を一旦取ったという……。
- 大崎委員＝対応のために。
- 山岡福祉事務所長＝はい。
- 大崎委員＝そうか、そうか、分かりました。
- 山岡福祉事務所長＝以上です。
- 森田委員長＝ほかにございませんか。
杉山委員。
- 杉山副委員長＝子ども・子育て支援課長にお聞きしたいのですが、393ページのなないろ児童クラブ推進事業費なんですけれども、多ノ郷小学校に3つある児童クラブは、多分児童数も同じぐらいじゃないかなと思うんですけれども、ちょっと予算額がなないろだけ少し少ないので、なぜかというところを御説明いただけますでしょうか。
- 森田委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 寺田子ども・子育て支援課長＝委員御質問のとおり、かわうそ、なないろ、ひまわりは同じ学校で同じ規模の人数がおる予定になっておるんですけれども、会計年度任用職員の雇う過程で、なないろの人員としては約2人想定しております。ほかのかわうそとかひまわりに関しましては、現状3人を想定しております、予算としては金額が低くなっておるのはこのせいだと思います。
- 森田委員長＝杉山委員。
- 杉山副委員長＝それは運営上は問題ないんでしょうか。
- 森田委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 寺田子ども・子育て支援課長＝会計年度任用職員については、継続的に雇うかたちでやらせていただいておりますけれども、そのほかにパートのお仕事していただく方を配置することによって運営はできるようなかたちにはなっております。

○森田委員長＝ないようでしたら……。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝委員長を副委員長と暫時の間交代して……。

○西村委員＝ない、1点ある、それやったら1点、先、構いませんか。1点。

○森田委員長＝西村委員。

○西村委員＝教育長と副市長にもこれが政策的なこととお伺いいたしますが、176ページ、安和保育園管理運営委託料、これは4,403万9,000円ついてますが、現在園児数が20人ということをお聞きをいたしております。20人を11月1日現在で切ったら、もう随分前から保育園の統合計画の中で廃園にするというようなことでずっと説明を受けてきましたので、昨年、令和5年11月1日で20人を切ってなかったという判断だと思いますけど、今年切ったらですよ、令和7年から廃園ということの確認です。それはずっと受けてきましたので、それは間違いないですよ。

○森田委員長＝副市長。

○平井副市長＝その原則でいってると私は認識してまして、今の時点では人数が足りてるといふふうに私は認識しております。

○西村委員＝了解しました。

○森田委員長＝では、委員長を暫時の間、副委員長と交代いたします。

○杉山副委員長＝森田さん。

○森田委員長＝私も今回の17号、一般会計予算の中に従来より一貫して反対しておりましたマイナンバーカード交付事務費が含まれているという点で反対の意思を示しておきたいと思います。

副委員長から委員長に元へ戻します。

ほかにないでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝それでは、採決いたします。

本案は、御異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○森田委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第10号 子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書

○森田委員長＝それでは、引き続きまして、陳情の審査に入ります。

まず、継続審査となっております陳情第10号子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

まずは、前回審査時に陳情者に詳細を確認するよう事務局に依頼しておりましたので、事務局長よりその報告をお願いいたします。

事務局長。

○嶋崎事務局長＝それでは、事務局より御報告いたします。

まず、陳情者の田中きよむさんという方とは直接話はしておりませんが、ここに書いております保育の公的保障の充実を求める大運動高知県実行委員会の事務局の方から説明をいただきました。

それで、実行委員会といたしましては、毎年11月に高知市をはじめ、県内の市町村議会へ陳情を行っているようでして、過去3年間、本市の状況を見ますと、確かに説明のあったとおり、令和3年11月、令和4年11月、令和5年11月と毎年決まって11月に陳情が出ております。ただ、令和4年11月の陳情を採択し、意見書を提出したのが、翌年の令和5年6月、今年の5月議会であったため、間を置かずに11月に次の陳情が出てきたということでございます。

それで、事務局の方も昨年6月に須崎市議会が意見書を出していただいたということは十分承知をされておまして、その上で、前回の陳情は保育士配置基準の見直しを求める陳情で、今回は、この陳情にも書いておりますとおり、既に国は見直しの方向を示しておりますので、それを確実に実施されることを求めるものであるということの説明でございました。昨年6月に意見書を提出していただいたことは十分承知をした上での再度意見書を国に上げていただきたいということのお話でございました。

報告は以上でございます。

○森田委員長＝今、事務局長より説明があったとおりであります。

それでは、皆さんの御意見をお伺いいたします。

杉山委員。

○杉山副委員長＝国も配置基準の引上げを1歳と5歳で引き上げていくことに今回なりましたけれども、まだまだ保育士アンケートでも、もっともっと配置基準の引上げっていうのは求められてますので、引き続きこの意見書の提出をしていくべきだと私は思います。

〔「それは採択ということやね」と呼ぶ者あり〕

○杉山副委員長＝採択ということです。

〔「もう諮ったら、諮ったら」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝それでは、この陳情についてお諮りしたいと思います。

この陳情を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「挙手採択でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝それでは、この陳情に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○森田委員長＝同数ですので、須崎市議会委員会条例第17条の規定により、委員長が採決します。委員長は、この陳情を採択すべきものいたします。

この意見書案提出について、委員長が提出者、委員が賛成者となって提出すること及び意見書案は委員長に一任させていただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

陳情第12号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

○森田委員長＝続きまして、今回受理しました陳情の審査に入ります。

既に陳情文書表をお配りしておりますので、陳情者の朗読は省略いたします。

陳情第12号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を議題といたします。

委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

西村委員。

○西村委員＝文言訂正で趣旨採択すべきだと思います。

陳情事項の第2、地方たばこ税を活用し、民間事業者への分煙となっておりますけど、民間がやる分に関しては、税金投入っていろいろな意見が出てくると思いますので、この部分は削除したらどうでしょうか。地域たばこ税を活用していうような、この部分に、民間は民間で独自で分煙環境整備を拡大することを願うっていうぐらいがもっといいんじゃないかなと思いますけど。

○森田委員長＝という意見が西村委員より出ておりますが。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午後 0時23分 休憩

午後 0時23分 再開

○森田委員長＝正常に復します。

この陳情について、挙手による採択をいたしたいと思います。

陳情採択の委員の皆さんの挙手を……。

〔「趣旨採択ね」と呼ぶ者あり〕

- 森田委員長＝趣旨採択を……。
- 杉山副委員長＝休憩構いませんか。
- 森田委員長＝はい。

午後 0時24分 休憩

午後 0時32分 再開

- 森田委員長＝それでは、正常に復します。

ただいまの……。

〔「もう一回言い直しましょうか」と呼ぶ者あり〕

- 森田委員長＝西村委員。
- 西村委員＝すみません、言い直します。意見書（案）の1枚目の「このため地方たばこ税を」っていうところから2行、その下の「望まれる。」までの文を削除して、あとはもうそのままということで、削除するというようなことをございますので、これ趣旨採択ということでお願いしたいと思います。

〔「はい、同じく」と呼ぶ者あり〕

- 森田委員長＝西村委員からそのような提案がありました。
それでは、趣旨採択に賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 森田委員長＝挙手多数であります。
趣旨採択ということですので、正副委員長にて文言の訂正等を行って、意見書を提出したいと思います。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 森田委員長＝それでは、以上で当委員会に付託されました全ての審査を終了いたします。お疲れさまでした。

~~~~~

○午後 0時33分 閉会